介護保険サービス提供に係る事故報告等要領

指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）において、サービスの提供等により事故が発生した場合の報告は、法令等で定めるほか、この要領に定めるところとする。

１　報告すべき事故

次のいずれかの事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、事業所が保険者である市町村の指示に従うものとする。

(1) 死亡事故

(2) 事故発生後、利用(入所)者が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故

なお、介護保険施設（併設事業所を含む。）の配置医師又は医師による診察を含む。

２　事故件数の報告方法

 (1) 事業所

１に該当する事故が発生した場合、事故報告様式により保険者である市町村に報告する。

なお、事故報告様式の報告事項を満たす様式を事業所で定めている場合は、当該様式によることとして差し支えない。

また、必要に応じて居宅サービス計画、介護記録等を添付するものとする。

保険者と事業所所在の市町が異なる場合には、当該市町に対しても同様に報告する。

(2) 市町

事業所から報告を受けた事故のうち、１に該当する事故について、次により県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（以下「県」という。）に報告する。

1. 報告は、事故様式アによるものとする。

なお、事故様式アの記入方法は様式に示したとおり。

1. 県に対し、１月、４月、７月、１０月の各月の１０日までに前３か月の状況を報告するものとする。
2. ①及び②にかかわらず、死亡事故については、事業所からの報告後、直ちに提出された報告書の写しを県あてに送付する。（政令市内に所在する事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所に係るものは除く。）このとき、必要に応じて、利用者の居宅サービス計画、フェースシート等を添付するとともに、事業所の状況、事故の状況等を記載する。ただし、個人を特定できる情報（氏名、住所等）は除くものとする。

３　死亡事故調査

　　県は、２(2)③により、市町から報告書の写しの送付があった場合には、必要に応じて、事業所において、事故の状況、当該事故に対する事業所の対応、事業所が講じた事故防止対策等について調査を行うものとする。

　　なお、調査は、必要に応じて、市町と合同で行うものとする。